

# むつ市総合経営計画策定支援業務仕様書

## 1 業務名

むつ市総合経営計画策定支援業務

## 2 業務の目的

現行のむつ市総合経営計画後期基本計画は、令和8年度が計画終期のため、令和9年度を計画初年度とする次期むつ市総合経営計画を策定する必要がある。

次期計画は、EBPM（Evidence-Based Policy Making：根拠に基づく政策立案）の手法を取り入れるとともに、国及び県の総合戦略を勘案した地方版総合戦略並びに人口ビジョンを兼ねた計画とすることから、人口減少等をはじめとする市の諸課題について、データ等の根拠を基に分析し、現状の課題の明確化及び将来の市の状況を予測した上で、市民の意見を反映させて、今後講ずべき施策の方向性等を検討する。

本業務は、施策の検討に必要なデータ等の収集・分析、市民に対するアンケート調査等の必要な調査の実施等について、必要な支援を行うことを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年12月19日まで

## 4 業務内容

業務の遂行に当たっては、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」の規定に基づき、国及び県の総合戦略並びに人口ビジョンを勘案する必要があることから、当該計画の内容を熟知した上で、国が公表する策定の手引きや指針等を踏まえること。

また、ほかの地方公共団体において、総合計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定している事例を参考にすること。

### (1) 基礎調査

市を取り巻く社会情勢の調査、各種データの収集・分析等を行い、施策検討のための基礎資料を整理する。

#### ① 社会経済情勢の動向調査

国際情勢及び国内の社会・経済等に関する各種データを収集・分析し、市を取り巻く社会・経済情勢のトレンドを整理する。

#### ② 国・県等の関連計画の調査

国や県等の関連計画を調査・分析し、次期計画策定に影響する内容等について整理する。

#### ③ 本市における現状と課題の分析

次期計画における今後のまちづくりの方向性や目指す姿、具体的な施策等の検討に資するため、市が提供する各種資料や本市の基礎的データ（人口動態、産業・経済活動、教育、医療・福祉、

都市基盤、財政等の各分野)の状況を整理し、図やグラフ等で分かりやすく表示するとともに、データに基づく本市の強み・弱み、特性等を分析する。

## (2) 人口ビジョンの見直し

市が策定した「むつ市人口ビジョン改定版(令和2年3月27日)」について、最新の統計調査等のデータを分析し、内容の見直しを行う。

なお、①～③において分析・推計した人口の推移等について、令和7年国勢調査の結果が確定次第、市が容易に数値を反映できるようにすること。

### ① 人口の現状分析

総人口や年齢3区分別人口、地区別人口、自然動態、社会動態等の状況を時系列に整理・更新し、分析すること。

### ② 将来人口の推計と分析

以下のパターンにより、2070年までの将来人口を推計・分析すること。

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計
- ・ 市が独自に仮定の条件を設けた推計

### ③ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

市の人口構造・人口動向の特性を踏まえ、複数パターンのシミュレーションのもと、人口の変化が地域の産業・経済活動、教育、医療・福祉、都市基盤、市の財政等の各分野に与える影響について分析・考察すること。

## (3) 総合戦略の見直し

市が策定した「第2期むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月27日)」の取組成果及び(2)の「人口ビジョン」を踏まえたうえで、次期計画が地方版総合戦略として必要な内容を備えた計画となるように、国が示す手引きに基づき、目標の設定、具体的施策及び重要業績評価指標(KPI)設定等に対する支援を行う。

## (4) 市民意見の聴取

市民が考える市の課題を整理し、市の目指すべきまちの将来像や必要な施策を検討するため、アンケート調査等を実施する。

### ① アンケート調査の実施・分析

現行のむつ市総合経営計画後期基本計画等の重要業績評価指標(KPI)の達成度や市民ニーズを把握するため毎年度市が実施している市民アンケート調査を参考に、市民の意見を反映させるためのより良い調査方法の提案、実施、集計・分析を行うこと。

なお、調査方法について、郵送またはオンラインどちらでも可とし、市が使用しているオンラインツールのLoGoフォームや市の公式LINEを活用することも差し支えない。

### ② 報告書の作成

①の集計・分析の結果について、図やグラフ等で分かりやすく表示して整理するほか、意見の分析はテキストマイニング等の手法を用いるなど、次期計画に反映しやすいように工夫すること。

#### (5) 次期計画の策定支援

(1) から (4) までの内容を踏まえ、市の課題を整理し、施策等の方向性について体系的にとりまとめたうえで、総合経営計画、地方版総合戦略、人口ビジョンが一体となった次期計画の骨子案を作成する。また、必要に応じて市の会議に参加し、業務の内容を説明する。

なお、EBPM推進の観点から、市の課題や施策等の方向性について整理する際は、ロジックモデルを活用すること。

#### (6) 協議・打合せ

本業務を円滑かつ効果的に遂行するため、疑義が生じたときなど、随時行うものとする。

なお、必要に応じてオンラインツールを活用して行うことも差し支えない。

### 5 成果品

本業務の成果品は、本業務関連の電子データ一式とする。

なお、提出はPDF及び加工可能なデータ形式（Word、Excel、PowerPoint）で行うこと。

### 6 資料の貸与

受託者は、本業務に必要な資料を市より借り受けるものとするが、適正な管理に努めるとともに、業務完了後、速やかに返却するものとする。

### 7 その他

#### (1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行に当たり関連する法令等を遵守しなければならない。

#### (2) 秘密の保持

受託者は、本業務により得られた成果品、資料及び情報等は市に許可なく第三者に公表、漏洩してはならない。

#### (3) 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた事故に対する一切の責任を負うものとし、事故の状況等を速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

#### (4) 所有権等

① 成果品の所有権、著作権及び利用権は市に帰属するものであり、市に承認を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。

② 第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。

#### (5) 協議

本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議し、その指示に従うものとする。